

# 高レベル処分法は強権（概要）

2006.11.2 兼松秀代

## 1. 知事や市町村長が反対したら、処分場はつukれないの？

決定するのは国。知事や市町村長の同意を必要としない。従って拒否権はない。高レベル処分法第四条第五項で「県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。」とあります。「意に反して行わない」という国会答弁もあります。

しかし同意を求めることはしません。意見を聞いて「最終的には国が決定するものだ、そういう規定です」と大臣が答弁しています。国は意見を「聴く」が、その意見に従う義務はないのです。知事や市町村長に拒否権はありません。

## 2. 「文献調査」に応募するの？

「文献調査」ではなく「概要調査地区の公募」に応募します。

NUMOの応募書には「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する地区について」応募すると書かれています。これは「概要調査地区の公募」に応募することです（応募要領P.3に明記）。

高レベル処分法の処分地選定プロセスも第一段階が「概要調査地区」がスタートです。「文献調査」ではありません。文献調査は概要地区選定のための手続きにすぎません。

## 3. 途中で降りられるの？

NUMOの高レベル放射性廃棄物最終処分施設を設置できるかどうかの調査に応募する（応募書より）ことは、自治体が処分場設置を承知の上で応募するのです。途中で首長や住民の意向で降りることはできません。降りられるとしたら法に定めた地質条件を満たさない場合だけです。

知事や市町村長に拒否権がないことと同じ理由で降りることはできません。

★余呉町議会のある議員は応募すると言うことは、申し入れと違い自分の意思で応募するので、途中で降りることはできないと語りました。そのとおりです。

## 4. 住民の意見は反映されるの？

NUMOのデータに明らかな誤りがある場合以外は反映されません。

NUMOは概要調査地区選定にあたり、報告書を作らなければなりません。NUMOは報告書に対して説明会を開催したり、住民の意見書の提出を認めなければなりません。

しかし

- ・状況によっては説明会を開かなくても良い決まりになっています。
- ・NUMOのデータに明らかな誤りがある場合を除いて、見直されることはありません。聞き置くだけです。

# 応募書

年 月 日

原子力発電環境整備機構  
理事長宛

市町村名  
市町村長の氏名 印

高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域について、  
下記のとおり応募します。

記

高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域について、下記のとおり応募します。

## 1. 応募する区域

## 2. 連絡先

- (1) 郵便番号
- (2) 住所
- (3) 連絡者の所属および氏名
- (4) 電話番号
- (5) FAX番号

## 3. その他特記事項

NUMOの応募要領 p.2

# 留意事項

## 1. 概要調査地区の選定について

- 高レベル放射性廃棄物の最終処分施設建設地の選定は、3つの段階を経て行います。
- 原子力発電環境整備機構(原環機構)では、その第1段階である概要調査地区(ボーリング等による調査を行う地区)の選定にあたり、「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域」を、全国の市町村から公募することとしました<sup>(※)</sup>。
- 原環機構は、応募いただいた区域およびその周辺の地域について、文献その他の資料による調査(文献調査)に基づき、別に定める「概要調査地区の選定上の考慮事項」に照らし合わせて概要調査地区の範囲を検討します。
- その際、概要調査地区の範囲が、市町村から応募いただいた区域より広がる場合がありますが、広がった部分は概要調査等を行うにとどめ、原環機構が、最終処分施設建設地とすることはありません。
- その後、必要な手続きを経たうえで、最終的には経済産業大臣により概要調査地区が承認されます(参考をご参照下さい)。

## 2. 応募いただく区域の面積の目安について

- 応募いただく区域の面積は、10平方キロメートル程度を目安として下さい。これは、最終処分施設の地下施設部分に必要な面積を地表に投影したものです。なお、沿岸や島においては海底部を区域に含めていただいて結構ですが、地上施設部分の面積として1平方キロメートル程度が必要です。
- 10平方キロメートル程度より狭い範囲であっても技術的に対応可能な場合もありますのでお問い合わせ下さい。詳細については「処分場の概要」を参考にして下さい。

(※)2001年10月に公表した「特定放射性廃棄物処分の概要調査地区等の選定手順の基本的考え方」の「概要調査地区の公募」にあたるものです。

(※)2001年10月に公表した「特定放射性廃棄物処分の概要調査地区等の選定手順の基本的考え方」の「概要調査地区の公募」にあたるものです。

NUMOの応募要領 p.3